

任意継続被保険者各位

### 再就職した際の「資格喪失申請」について

再就職に伴い新しい資格を取得した場合、任意継続は「資格喪失申請」が必要です。

下記【必須の1, 2又は3】による資格喪失申請（脱退）の手続きをお願いいたします。

※再就職先から加入の資格取得日が記載された書類を入手されてからの手続きです。

重複加入となりますので早めの申請をお願いいたします。

#### **【1】「任意継続被保険者資格喪失申請書 兼還付申請書」(任継03)**

※加入時に郵送した保険料通知書に同封したもの。または、当組合HPから印刷。

#### **【2】新たに加入された健保の資格取得年月日の記載された書類の写し1部**

※家族分含む写しが必要

#### **【3】NEC健保発行の各証書類**

※高齢受給者証や有効期限内の資格確認書 (発行されている場合のみ)

※家族分全員分が必要です。

※住所など変更の場合は、「住所・氏名・変更届」(任継02)も提出願います。

(申請先) 〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町29番11号

日本電気健康保険組合 任意継続担当 宛

////////// 保険料と資格保有期間にについて //////////

#### ◎保険料納付と返金について

##### **(1) 月払いの方**

任意継続保険料は、再就職先健保の資格取得日の属する月の前月分まで納付が必要ですが、資格喪失申請書等のNEC健保到着日が当該月13日以降のときは、その月の保険料も一旦納付（口座振替）いただきますことをご承知願います。

後日、銀行振込で返金いたします。

##### **(2) 半期または年間の前納払いの方**

過払い分保険料は、後日、銀行振込で返金いたします。

(注1) 再就職先健保の資格取得日の属する月以降の保険料を返金します。

##### **(3) 同月内での加入と脱退をされる方**

例えば、6月20日に任継資格取得し、6月25日再就職（新健保資格取得）の場合に6月分の保険料は納付いただきます。

(注2) 保険料は月単位で、日割はありません。

#### ◎任意継続の資格保有期間にについて

再就職先に健康保険の資格取得日を確認してください。

任意継続被保険者としての資格保有期間は、再就職先健保の資格取得日の前日までです。